

湘南鎌倉医療大学学則（案）

第1章 総則

第一節 目的

（目的）

第1条 湘南鎌倉医療大学（以下「本学」という。）は、教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）並びに建学の精神に則り、幅広い教養と哲学的思考を基盤とする豊かな人間性・高い倫理性を持ち、医療技術の進歩・発展、ヒューマンケアへの意識の変化、地域社会のケアニーズの多様化等に対応できる高度な知識・技術を身につけた医療専門職の育成を目的とする。

（自己点検・評価等）

第2条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価（以下「自己点検・評価」という。）を行い、その結果を公表する。

2 前項の自己点検・評価に関し必要な事項は、別に定める。

3 第1項の自己点検・評価に加え教育研究等の総合的な評価について、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第40条に定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けることとする。

（教育内容等の改善のための組織的な研修等）

第3条 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を行う。

2 前項の教育内容等の改善に関し必要な事項は、別に定める。

（情報公開）

第4条 本学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法により、積極的に情報を公開する。

2 前項の情報公開に関し必要な事項は、別に定める。

第二節 組織

（学部、学科）

第5条 本学に次の学部、学科を置く。

看護学部 看護学科

2 前項の学部における入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

看護学部 看護学科 入学定員 100人

収容定員 400人

(人材養成等教育研究上の目的)

第6条 看護学部の人材の養成及び教育研究上の目的は、次のとおりとする。

大学の目的を踏まえ、看護に携わる人に必要な人間性の涵養を図り、科学的理論に裏付けされた専門的知識・技術を修得させるとともに、多職種連携の意識を醸成し、地域で暮らす人々へのケア開発等の理解を深め、あらゆる健康レベルの人々の生活向上への支援方法を実践できる看護専門職を育成する。

(図書館)

第7条 本学に、図書館を置く。

2 図書館に関し必要な事項は、別に定める。

第三節 教職員等

(教職員)

第8条 本学に、学長、教授、准教授、助教、助手及び事務職員を置く。ただし、教育研究上の組織編制として適切と認められる場合には、准教授、助教又は助手を置かないことができる。

2 本学には、前項のほか、副学長、学部長、講師、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

3 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

4 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

5 学部長は、学部に関する校務をつかさどる。

(事務局)

第9条 本学に、事務局を置く。

2 事務局の事務を統括し職員を指揮監督するため、事務局長を置く。

3 事務局職員は、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、必要な知識及び技能の習得に努め、かつその能力及び資質を向上させるための研修に参加しなければならない。

4 事務局に関し必要な事項は、別に定める。

(名誉教授)

第10条 本学において学長、副学長、学部長又は教授として勤務した者であって、教育上又は学術上特に功績のあった者に対し、名誉教授の称号を授与することができる。

2 名誉教授に関し必要な事項は、別に定める。

第四節 大学運営会議及び教授会

(大学運営会議)

第11条 本学に、大学運営会議を置く。

2 大学運営会議は、学長、副学長、学部長、理事長が指名する理事及び事務局長をもって

組織する。

ただし、学長が必要と認めた時は、その他の教職員を加えることができる。

- 3 大学運営会議は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 4 大学運営会議は、次の事項を審議する。
 - (1) 教育、研究に関する事項
 - (2) 学則その他大学の重要な規程の制定及び改廃に関する事項
 - (3) 自己点検・評価に関する重要な事項
 - (4) その他、本学の教学に関する重要な事項
- 5 その他、大学運営会議に関し必要な事項は、別に定める。

(教授会)

第12条 本学に教授会を置く。

- 2 教授会に関し必要な事項は、別に定める。

第五節 学年、学期及び休業日

(学年)

第13条 学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第14条 学年を次の2期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

- 2 学長は、必要に応じ前項の時期について変更することができる。
- 3 授業期間は、定期試験等の期間を含め、年間35週にわたることを原則とする。

(休業日)

第15条 休業日は、次のとおりとする。なお、第4号の休業期間は、毎年度、別に定める。

- (1) 日曜日及び土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
 - (3) 本学の開学記念日
 - (4) 春季、夏季及び冬季休業期間
- 2 学長は、必要があると認める場合は、前項の休業日を変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。
 - 3 学長は、必要があると認める場合は、休業日において臨時の授業日を設けることができる。

第2章 学部通則

第一節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第16条 本学の修業年限は、4年とする。

(最長在学年限)

第17条 学生は通算して8年を超えて在学することができない。

第二節 入学

(入学の時期)

第18条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第19条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程(修学年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (8) 学校教育法第90条第2項の規定により他の大学に入学した者であって、その後、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(入学の出願)

第20条 本学への入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて、指定期日までに本学に願い出なければならない。

(入学者の選考)

第21条 前条の入学志願者の選考に関し必要な事項は、別に定める。

(入学手続き及び入学許可)

第 22 条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに所定の書類を提出するとともに、所定の入学金、授業料等（授業料及び施設設備費並びに実験実習費をいう。以下同じ）を納付しなければならない。

- 2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。
- 3 入学許可を得た者は、指定期日までに所定の誓約書を提出しなければならない。
- 4 所定の期日までに入学辞退を申し出た者には、納入した授業料等は返却する。

(保証人)

第 23 条 前条第 3 項の誓約書には保証人の署名捺印を要する。保証人は、父母又は独立の生計を営む成年者とし、その学生の在学中の身上に関する一切の責任を負い得る者でなければならない。

第三節 教育課程及び履修方法等

(教育課程の編成)

第 24 条 本学は、学部・学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成する。

- 2 教育課程は、基礎教養科目、専門基礎科目、専門科目、保健師課程に区分する。

(授業科目及び単位)

第 25 条 本学における授業科目及びその単位数は、別表第 1 のとおりとする。

- 2 各授業科目を必修科目、選択科目に分け、当該授業科目の履修年次は、別に定める。

(履修の要件)

第 26 条 学部・学科における履修の要件については、別表第 2 のとおりとする。

- 2 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、1 学年に履修科目として登録することができる単位数の上限に関し必要な事項は、別に定める。
- 3 前項の上限の単位数には、第 31 条及び第 32 条により履修したものとみなす単位数を含むものとする。

(授業の方法)

第 27 条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行う。

- 2 前項の授業は、「大学が履修させることができる授業等」（平成 13 年文部科学省告示第 51 号）の定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 第 1 項の授業の一部は、「大学が授業の一部を校舎及び付属施設以外の場所で行う場合」（平成 15 年文部科学省告示第 43 号）の定めるところにより、校舎以外の場所で行うことができる。
- 4 第 2 項の授業の方法による単位数は 60 単位を超えないものとする。

(単位計算方法)

第 28 条 授業科目の単位計算方法は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することとし、授業の方法に応じ次の基準による。

- (1) 講義・演習については、15 時間から 30 時間までの範囲内で本学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。
- (2) 実験・実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲内で本学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。
- (3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前 2 号に規定する基準を考慮して本学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。

(試験の方法)

第 29 条 試験の方法は、筆記試験、口述試験、論文試験又は実技試験とする。

- 2 授業日数の 3 分の 1 以上を欠席した者は、原則、試験を受けることができない。
- 3 当該学期の授業料等の未納の者は、原則、試験を受けることができない。

(単位の授与)

第 30 条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(他大学等における授業科目の履修等)

第 31 条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生に当該他大学又は短期大学の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位については、60 単位を限度として卒業要件単位として認めることができる。

(大学以外の教育施設等における学修)

第 32 条 教育上有益と認めるときは、短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、前条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 33 条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修により修得した単位を含む。)を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第 1 項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前 2 項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、第 31 条第 1 項及び前条第 1 項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

(本学以外での履修の許可)

第 34 条 本学学生にして、第 31 条及び第 32 条に定める大学等で授業科目の履修を希望する者は、学長の許可を得なければならない。

(本学以外で履修した科目及び単位の取り扱い)

第 35 条 本学以外で修得した科目及び単位の取り扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(成績)

第 36 条 授業科目の成績評価は、秀・優・良・可・不可の 5 種をもって表わし、可以上を合格とする。

2 前項の基準については、秀は 90 点から 100 点、優は 80 点から 89 点、良は 70 点から 79 点、可は 60 点から 69 点とし、59 点以下を不可とする。

3 前 2 項にかかわらず、学長は別の表記で成績を表すことを認めることができる。

(取得できる資格)

第 37 条 本学で取得できる資格は、別表第 3 のとおりとする。

(その他)

第 38 条 この節に定めるもののほか、授業科目の種類・単位数及び履修方法等に関し、必要な事項は、別に定める。

第四節 休学・復学・転学・留学・退学・除籍及び再入学

(休学)

第 39 条 疾病その他特別の理由により 2 ケ月以上修学することができない見込みの者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でない認められるものについては、学長は休学を命ずることができる。

(休学期間)

第 40 条 休学期間は、1 年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1 年を限度として休学期間を延長することができる。

2 休学期間は、通算して 4 年を超えることができない。

3 休学期間は、第 17 条の在学期間に算入しない。

(復学)

第 41 条 休学(第 39 条第 2 項による休学を除く)の事由が終わった時は、学長の許可を得て復学することができる。

2 復学の時期は、各学期又は各月の始めとする。

(転学)

第 42 条 本学から他の大学へ転学を志望する者は、学長の許可を得なければならない。

(留学)

第 43 条 外国の大学又は短期大学で学修することを志望する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、通算 2 年を限度として、第 17 条に定める在学年限に含めることができる。

3 第 31 条の規定は、外国の大学又は短期大学へ留学する場合に準用する。

(退学)

第 44 条 病気その他やむを得ない理由で退学しようとする者は、保証人連署の上、退学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第 45 条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

(1) 授業料等、その他別に定める学生納付金の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(2) 第 17 条に定める在学年限を超えた者

(3) 第 40 条第 2 項に定める休学期間を超えてなお復学できない者

(4) 病気その他の理由により、修学の見込みがないと認められる者

(5) 長期間にわたり行方不明の者

(6) 死亡した者

(再入学)

第 46 条 やむを得ない理由で本学を退学した者が、再入学を志願する者があるときは、学長が入学を許可することがある。

2 前項により入学を許可した者の既に履修した科目及び単位数の取り扱い並びに修業年限は、学長が決定する。

3 前項により入学を許可された者は、所定の期日までに所定の学納金を納付しなければならない。

4 再入学の時期は、各学期の初めとする。

5 第 50 条に規定する懲戒処分により退学した者は、再入学することはできない。

第五節 卒業及び学位

(卒業)

第 47 条 本学に 4 年以上在学し別表第 1 に定めるところにより、128 単位以上を修得した者については、卒業を認定する。

2 学生が職業を有している等の事情により、第 16 条に規定する修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、課程を修了することを希望する旨を申し出た

ときは、その計画的な履修を認めることができる。

- 3 前項の規定が適用される場合であっても、最長在学年限は、第 17 条の定めるところによる。

(学位の授与)

第 48 条 前条により卒業を認定された者には、次の学位を授与する。

看護学部 看護学科 学士(看護学)

- 2 学位に関し必要な事項は、別に定める。

第六節 賞罰

(表彰)

第 49 条 学力優秀な学生又は学生として表彰に値する行為があった者は、表彰することができる。

(懲戒)

第 50 条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、学長が懲戒する。

- 2 前項の懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。
- (1) 性行不良で改善の見込みがない者
 - (2) 正当な理由がなくて出席が常でない者
 - (3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
- 4 その他懲戒について必要な事項は、別に定める。

第七節 入学検定料、入学金及び授業料等

(入学金、授業料等の種類)

第 51 条 入学検定料、入学金及び授業料等については、別表第 4 のとおりとする。

(授業料等の納付)

第 52 条 授業料等は、年額を当該年度の 4 月 30 日までに納付しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、学生から申出があったときは、年額の二分の一ずつを次の 2 期に分けての納付を許可することができる。

[区 分]	[納 期]
前期 (4 月から 9 月まで)	4 月 30 日
後期 (10 月から翌年 3 月まで)	10 月 31 日

(復学の場合の授業料等)

第 53 条 各学期の中途において、復学した者は、復学した月から当該期末までの授業料等(月割りにした額)を、復学した月に納付しなければならない。

(退学及び停学の場合の授業料等)

- 第 54 条 各学期の途中で退学し、又は除籍された者の当該学期分の授業料等は徴収する。
2 停学期間中の授業料等は徴収する。

(休学及び留学の場合の授業料等)

- 第 55 条 学期を通じて休学及び留学するものは、授業料等にかえて別表第 5 に規定する在籍料を納めなければならない。
2 各学期の途中で休学及び留学を許可され、又は命ぜられた者の当該学期分の授業料等については、別に定める。

(納付した学生納付金)

- 第 56 条 本学則に定めるもののほか、納付した入学検定料、入学金、授業料等の取扱いに関し、必要な事項は、別に定める。

第八節 科目等履修生、聴講生及び外国人留学生

(科目等履修生)

- 第 57 条 本学所定の授業科目のうち 1 科目又は複数科目の履修を志願する者があるときは、本学の教育に支障のない場合に限り、選考のうえ科目履修生として科目履修を認めることがある。
2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

- 第 58 条 本学所定の授業科目のうち 1 科目又は複数科目の聴講を志願する者があるときは、本学の教育に支障のない場合に限り、選考のうえ聴講生として聴講を認めることがある。
2 聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

- 第 59 条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者については、学長は、外国人留学生として入学を許可することがある。
2 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第 3 章 社会貢献

(社会貢献)

- 第 60 条 地域社会における社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、別に定めるところにより、社会貢献活動を行う。

第4章 改正及び細則

(改正)

第61条 本学則の改正は、理事会が行う。

(その他)

第62条 本学則施行についての細則その他に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1. この学則は、□□〇〇年〇月〇日から施行する。

別表第1 授業科目及び単位数（第25条関係）

科目区分	授業科目の名称	単位数		授業形態			備考
		必修	選択	講義	演習	実験 実習	
基礎 教 養 科 目	人間の理解	哲学概論	1		○		
		生命倫理	2		○		
		多文化理解		2	○		
		文化人類学		1	○		
		基礎心理学		1	○		
		医学概論	1		○		
		キャリア発達論	1		○		
	コミュニケーションの方法	コミュニケーション入門		1		○	
		国語表現法	1			○	
		英語Ⅰ：基礎英語	1		○		
		英語Ⅱ：オーラル英語	1			○	
	科学的探究	基礎ゼミナールⅠ	1		○		
		基礎ゼミナールⅡ	1			○	
		情報リテラシー入門	1			○	
		情報リテラシー応用	1			○	
		生命科学		1	○		
		統計学		1		○	
	社会と文化	鎌倉の文化と歴史	1		○		
法律と人権		1		○			
日本国憲法			2	○		※2	
社会福祉学		1		○			
社会学			1	○			
日本の近代・現代史			1	○			
芸術と文化		1			○		
医療と経済			1	○		※1	
世界の医療			1	○			
健康と環境			1	○		※1	
運動とリクリエーション	運動とリクリエーションA		1			○ ※2	
	運動とリクリエーションB		1			○ ※2	
	小計（31科目）	17	17				
専 門 基 礎 科 目	人体の構造と機能	形態機能学Ⅰ	2		○		
		形態機能学Ⅱ	2		○		
		生化学	1		○		
		病原微生物と感染	2		○		
	健康障害と回復	疾病治療論Ⅰ	2		○		
		疾病治療論Ⅱ	2		○		
		疾病治療論Ⅲ	2		○		
		病理学	1		○		
		薬理学	2		○		
		臨床栄養学	2		○		
		臨床心理学	1		○		
		チームケア論	2		○		
	リハビリテーション概論	1		○			
	健康支援と 社会システム	公衆衛生学	1		○		
		公衆衛生看護学概論	2		○		
		保健福祉行政論	2		○		
		保健統計学	2		○		
		疫学	2		○		※1
	小計（18科目）	31	0				

科目区分	授業科目の名称	単位数		授業形態			備考
		必修	選択	講義	演習	実験 実習	
専 門 科 目	看護学原論	2		○			
	基礎看護学援助論Ⅰ	2			○		
	基礎看護学援助論Ⅱ	2			○		
	基礎看護学援助論Ⅲ	2			○		
	基礎看護学実習Ⅰ	1				○	
	基礎看護学実習Ⅱ	2				○	
	看護理論・看護過程	1			○		
	看護倫理	2		○			
	成人看護学概論	2		○			
	成人看護学援助論Ⅰ	2			○		
	成人看護学援助論Ⅱ	2			○		
	成人看護学実習Ⅰ	3				○	
	成人看護学実習Ⅱ	3				○	
	老年看護学概論	1		○			
	老年看護学援助論Ⅰ	2			○		
	老年看護学援助論Ⅱ	1			○		
	老年看護学実習Ⅰ	2				○	
	老年看護学実習Ⅱ	2				○	
	母性看護学概論	1		○			
	母性看護学援助論Ⅰ	2			○		
	母性看護学援助論Ⅱ	1			○		
	母性看護学実習	2				○	
	小児看護学概論	1		○			
	小児看護学援助論Ⅰ	2			○		
	小児看護学援助論Ⅱ	1			○		
	小児看護学実習	2				○	
	精神看護学概論	1		○			
	精神看護学援助論Ⅰ	2			○		
	精神看護学援助論Ⅱ	1			○		
	精神看護学実習	2				○	
	小計 (30科目)	52	0				

科目区分	授業科目の名称	単位数		授業形態			備考
		必修	選択	講義	演習	実験 実習	
専門 科目	在宅看護学概論	1		○			
	在宅看護学援助論Ⅰ	2			○		
	在宅看護学援助論Ⅱ	2			○		
	在宅看護学実習Ⅰ	1				○	
	在宅看護学実習Ⅱ	1				○	
	看護研究概論	1		○			
	看護研究方法論	2			○		
	看護管理		1	○			
	災害看護	1		○			
	救急看護		1	○			
	国際保健		1	○			※1
	統合実習	2				○	
	フィジカルアセスメントの実践	1			○		
	医療安全		1	○			
	看護教育学		1	○			
	先端医療と看護		1	○			
	クリティカルケア看護		1	○			
	リハビリテーション看護		1	○			
	感染症と看護		1	○			
	島嶼看護	2			○		
小計 (20科目)		16	9				
看護師課程合計 (99科目)		116	26				
保健師課程	公衆衛生看護学方法論Ⅰ	2			○		
	公衆衛生看護学方法論Ⅱ	2			○		
	公衆衛生看護学方法論Ⅲ	1			○		
	公衆衛生看護学実習Ⅰ	3				○	
	公衆衛生看護学実習Ⅱ	2				○	
小計 (5科目)		10					
保健師課程合計 (104科目)		126	26				

※1 は保健師課程選択学生のみ必修科目

※2 は養護教諭二種免許取得を希望した学生のみ※1に加えて必修とする科目

別表第2 履修要件 (第26条関係)

1 年次	基礎教養科目	13単位
	専門基礎科目	12単位
	専門科目	10単位
	最低履修単位数	合計 35単位
2 年次	基礎教養科目	4単位
	専門基礎科目	17単位
	専門科目	25単位
	最低履修単位数	合計 46単位
3 年次	基礎教養科目	—
	専門基礎科目	—
	専門科目	23単位
	最低履修単位数	合計 23単位
4 年次	基礎教養科目	—
	専門基礎科目	2単位
	専門科目	10単位
	最低履修単位数	合計 12単位
在学期間中 (1年次～4年次)	基礎教養科目 (選択科目)	7単位
	専門基礎科目 (選択科目)	—
	専門科目 (選択科目)	5単位
	最低履修単位数	合計 12単位

別表第3 取得可能な資格 (第37条関係)

- ① 本学看護学部看護学科の卒業要件に必要な単位を取得した場合に取得できる資格は、看護師、保健師（選択制）の国家試験受験資格である。

資格取得条件は、以下のとおりである。

資格	取得条件
看護師国家試験受験資格	本学の卒業要件である128単位以上を修得すること
保健師国家試験受験資格	本学の卒業要件である128単位（保健師課程の必修科目を含む）以上に加え、別表第1の科目区分・保健師課程の授業科目10単位を修得すること

- ② 保健師免許取得後、申請が可能な免許及び取得条件は、以下のとおりである。

資格	取得条件
養護教諭二種免許状	教育職員免許法施行規則第66条の6に定められた科目（※1）の各2単位を修得した者は、都道府県教育委員会に申請すること
第一種衛生管理者免許	都道府県労働局に申請すること

（※1）は、以下の4科目8単位をいう。

教育職員免許法施行規則に定められている科目	本学で開講している科目	単位数
日本国憲法	日本国憲法	2
体 育	運動とリクリエーションA	1
	運動とリクリエーションB	1
外国語コミュニケーション	英語Ⅰ：基礎英語	1
	英語Ⅱ：オーラル英語	1
情報機器の操作	情報リテラシー入門	1
	情報リテラシー応用	1

別表第4 入学検定料、入学金及び授業料等 (第51条関係)

種 類	金 額
入学検定料	30,000円
入学金	200,000円
授業料	1,000,000円
施設設備費	300,000円
実験実習費	200,000円

別表第5 在籍料 (第55条第1項関係)

種 類	金 額	
在籍料	前期	50,000円
	後期	50,000円